

# インフルエンザ流行に備えた外来・検査体制の整備について

## 体制整備の基本方針

地域でプライマリケアを担う身近な診療所等で発熱患者を受け止め、相談・診療・検査を実施する体制を構築するため、各地域や医療機関がそれぞれの実情に応じて、院内感染を防止しつつ、多くの医療機関で発熱患者の検査等が実施できる体制（夜間・休日を含む）を検討し、10月までに体制を整備する。

## 栃木県における対応方針

- 地域で発熱患者の診療・検査が実施できる医療機関の増加を図り、「診療・検査医療機関」として指定する。  
特に、新型コロナウイルスの検査が実施可能な医療機関（行政検査委託医療機関）の増加を図る。
  - (※) 行政検査委託医療機関数：192医療機関（令和2年9月18日時点）
  - 県医師会と密接に連携を図り、県内医療機関（医師会未加入の医療機関を含む）に対して、発熱患者の診療・検査実施への協力及び行政検査委託契約の締結を広く呼びかけるとともに、各地域や医療機関において、それぞれの実情に応じた体制（夜間・休日を含む）の検討及び整備を要請する。
  - ・国の補正予算も活用しながら、引き続き、各医療機関における診療・検査体制の構築等に向けた院内感染防止対策等への取組に対する支援を実施する。
    - (※) 国から「診療・検査医療機関」に対し、個人防護具（PPE）が配付される予定
- 地域において発熱患者の診療・検査を実施する医療機関の確保状況も踏まえ、必要に応じて、帰国者・接触者外来（感染症指定医療機関・地域の基幹病院等）の役割見直しや地域外来・検査センターの再構築（増設、稼働日時の増加等）を検討する。
- 発熱患者等から受診可能な医療機関等について相談があった場合に、「診療・検査医療機関」を適切に紹介できる体制を整備する。
  - 住民が相談する医療機関に迷った場合の相談機関である「受診・相談センター」を設置する。
  - ・「診療・検査医療機関」の場所や対応時間等の情報について、「受診・相談センター」や地域の医療機関などの関係者間で共有する。
    - (※) 県ホームページ等での「診療・検査医療機関」の公表については、医師会との協議の結果、実施しない。
- 発熱等の症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な診療所又は「受診・相談センター」に受診する医療機関等を電話で相談し、医療機関受診の際は事前の電話予約を徹底するよう広く住民に周知する。1

# インフルエンザ流行期における発熱患者の相談、診療、検査フロー

